

茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表（修正骨子案）

新	旧
第1章 災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第1 自然的条件 1 地形及び気象 (略) (2) 気象概要（令和7年） 本市の平均気温は<u>○○. ○度</u>、4月から9月（暖候期）は平均気温<u>○○. ○度</u>、10月から3月（寒候期）は<u>○○. ○度</u>で、最も暑くなった8月が平均気温<u>○○. ○度</u>、最も寒かった1月が平均気温<u>○. ○度</u>でした。 年降水量は、<u>○○○○. ○mm</u>で特に<u>○月、○月、○月</u>に多く雨が降りました。<u>○月</u>には日最大降雨量<u>○○○. ○mm</u>、<u>○月</u>には時間最大降雨量<u>○○. ○mm</u>を観測しています。 また、平均風速は<u>○. ○m</u>、最大瞬間風速は<u>○○○○. ○m</u>でした。 （出典 茅ヶ崎市・寒川町気象情報（茅ヶ崎市消防本部観測所）） 第2 社会的条件 1 人口 本市の人口は、<u>令和○年○月○日現在○○○, ○○○人</u>であり、1 km^2当たりの人口密度は、およそ<u>○, ○○○人</u>です。（※修正時点の直近の数値を反映） (略)	P 4 第1章 災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第1 自然的条件 1 地形及び気象 (略) (2) 気象概要（令和6年） 本市の平均気温は<u>17. 8度</u>、4月から9月（暖候期）は平均気温<u>23. 8度</u>、10月から3月（寒候期）は<u>11. 7度</u>で、最も暑くなった8月が平均気温<u>28. 8度</u>、最も寒かった1月が平均気温<u>7. 8度</u>でした。 年降水量は、<u>1880. 0mm</u>で特に<u>5月、6月、8月</u>に多く雨が降りました。<u>8月</u>には日最大降雨量<u>140. 5mm</u>、7月、8月には時間最大降雨量<u>43. 0mm</u>を観測しています。 また、平均風速は<u>1. 8m</u>、最大瞬間風速は<u>24. 5m</u>でした。 （出典 茅ヶ崎市・寒川町気象情報（茅ヶ崎市消防本部観測所）） 第2 社会的条件 1 人口 本市の人口は、<u>令和7年2月1日現在245, 094人</u>であり、1 km^2当たりの人口密度は、およそ<u>6, 865人</u>です。 (略)
第1章 災害対策の計画的な推進 第4節 被害想定 (略) 第2 洪水予報河川等 (略) 3 水位周知下水道 (略) 水位周知下水道の指定は公共下水道等の排水施設等の名称等を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。令和7年6月1日現在、指定はありません。	P 8 第1章 災害対策の計画的な推進 第4節 被害想定 (略) 第2 洪水予報河川等 (略) 3 水位周知下水道 (略) 水位周知下水道の指定は公共下水道等の排水施設等の名称等を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。令和6年6月1日現在、指定はありません。

新	旧
(略) 第3 浸水想定 (略) 2 雨水出水浸水想定区域の指定 (略) 令和7年6月1日現在、指定はありません。 (略)	(略) 第3 浸水想定 (略) 2 雨水出水浸水想定区域の指定 (略) 令和6年6月1日現在、指定はありません。 (略)
第1章 災害対策の計画的な推進 第5節 計画の推進主体とその役割 災害発生時には、市、県、防災関係機関、市民及び企業等が一致団結して連携した応急対策活動を行うことが重要です。迅速かつ円滑に応急対策活動を実施するため、それぞれの役割や責任を明確化し、災害対策基本法に基づいた、協力・支援体制を確立した上で、平常時からの予防対策や災害時の応急対策活動等の<u>連携強化を図りつつ</u>、各種対策を実施するものとします。 (略) 第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略) (2) 電信電話機関（<u>NTT東日本株式会社</u>神奈川事業部、<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>、株式会社<u>NTT</u>ドコモ神奈川支店） (略)	P 2 5 第1章 災害対策の計画的な推進 第5節 計画の推進主体とその役割 災害発生時には、市、県、防災関係機関、市民及び企業等が一致団結して連携した応急対策活動を行うことが重要です。迅速かつ円滑に応急対策活動を実施するため、それぞれの役割や責任を明確化し、災害対策基本法に基づいた、協力・支援体制を確立した上で、平常時からの予防対策、災害時の応急対策活動等、各種対策を実施するものとします。 (略) 第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略) (2) 電信電話機関（<u>東日本電信電話株式会社</u>神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店） (略)
第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 【現状】 〇市には、現在1消防団本部と22分団（定員427人）が組織され、4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（令和7年4月1日現在）	P 4 6 第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 【現状】 〇市には、現在1消防団本部と22分団（定員427人）が組織され、4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（令和6年4月1日現在）

新	旧
出典 「令和7年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「令和7年度神奈川県水防計画（神奈川県）」 （略） 第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川 くらし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 （略） 3 国土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸 （略） （1）～（3）出典「令和7年度 神奈川県水防計画」 4 洪水予報河川、水位周知河川 （略） （1）、（2）出典「令和7年度 神奈川県水防計画」 （略）	出典 「令和6年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「令和6年度神奈川県水防計画（神奈川県）」 （略） 第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川 くらし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 （略） 3 国土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸 （略） （1）～（3）出典「令和6年度 神奈川県水防計画」 4 洪水予報河川、水位周知河川 （略） （1）、（2）出典「令和6年度 神奈川県水防計画」 （略）
第4章 平常時の対策 第4節 避難対策 【現状】 ○略 ○略 ○略 ○市は、災害の種別に応じた指定緊急避難場所や指定一般避難所、指定福祉避難所を災害対策基本法に基づき指定しています。 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○過去の大規模災害では、キッチンカーやトイレカー、ランドリーカー等の災害	P 8 7 第4章 平常時の対策 第4節 避難対策 【現状】 ○略 ○略 ○略 ○市は、災害の種別に応じた指定緊急避難場所や指定避難所を災害対策基本法に基づき指定しています。 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 （新設）

新	旧
<u>対応車両による温かい食事や快適なトイレ等の提供を通じて、避難生活環境の改善が図られました。国は、能登半島地震を踏まえて、令和7年6月に「災害対応車両登録制度」を構築し、災害対応車両を平時から登録・データベース化することで発災時に迅速に車両が提供される取り組みを進めています。</u> 【課題】 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○ 発災時に災害登録車両の迅速かつ円滑な受け入れを実施することで、避難所の質的な向上を図る必要があります。 (略) 第6 避難所運営体制の強化 くらし安心部、文化スポーツ部、保健所、配備職員、自主防災組織 (略) 4 男女共同参画等の視点に配慮した生活環境の確保 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、<u>た</u>男女のニーズの違いのほか、<u>多様な主体のニーズに</u>配慮した避難所運営となるよう、<u>次の項目</u>を避難所運営マニュアルに位置づけます。 <u>(1) 男女のニーズに関する配慮</u> ア 女性や子育て家庭の避難所運営委員会への参画	【課題】 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 (新設) (略) 第6 避難所運営体制の強化 くらし安心部、文化スポーツ部、保健所、配備職員、自主防災組織 (略) 4 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、<u>男女共同参画の視点に</u>配慮した避難所運営となるよう<u>女性の避難所運営委員会への参画、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、トイレの男女別の設置やユニバーサルデザイン(男女共用)のトイレの設置、授乳室等</u>

新	旧
<u>イ 女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組</u> <u>ウ 男女別の更衣室、物干し場、入浴施設、トイレ</u> <u>エ 授乳室等の整備</u> <u>(2) 良好な生活環境</u> <u>ア プライバシーの確保の工夫</u> <u>イ ユニバーサルデザイン（男女共用）や快適なトイレの設置</u> <u>ウ 相談スペースや学習スペース等の確保</u> (略)	<u>の整備、女性用物資の配布方法等の配慮、安心して相談等のできるスペースの確保等について避難所運営マニュアルに位置づけます。</u> (略)
第8 要配慮者の避難対策 <u>くらし安心部、文化 スポーツ部、福祉部、こども育成部、消防本部、保健所、教育総務部、教育推進部、要配慮者利用施設、配備職員、自主防災組織</u> (略) 1 高齢者等避難の発令体制の整備 市は、災害の発生に備え必要があると認めるときは、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、高齢者等避難を的確に発令できるよう、その体制を整備します。 <u>また、避難支援の関係者に対する関連情報の提供体制についても整備します。</u> (略)	第8 要配慮者の避難対策 <u>くらし安心部、文化 スポーツ部、福祉部、こども育成部、消防本部、保健所、教育総務部、教育推進部、要配慮者利用施設、配備職員、自主防災組織</u> (略) 1 高齢者等避難の発令体制の整備 市は、災害の発生に備え必要があると認めるときは、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、高齢者等避難を的確に発令できるよう、その体制を整備します。 (略)
<u>第11 災害対応車両の受け入れ体制の整備</u> <u>くらし安心部</u> <u>1 災害対応車両の受け入れに向けた情報収集</u> 市は、避難所及び避難生活の質の向上を実現するため、災害対応車両検索システム（D-T R A C E）を活用し、平常時からキャンピングカーやトレーラーハウス、シャワーカー等の避難生活の環境改善に資する車両情報の収集に努めます。 <u>2 災害対応車両の受け入れ体制の整備</u> 市は、災害対応車両の円滑な受け入れができるよう、必要とする車両やその要請の方法・手順、配置する拠点、付随する必要な資機材等の検討を行います。	<u>(新設)</u>

新	旧
第 <u>1 2</u> 応急仮設住宅の整備 くらし安心部、都市部、建設部 (略) 第 4 章 平常時の対策 第 6 節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 ○略 ○略 ○神奈川県災害時保健医療救護計画により、市立病院は災害拠点病院として、茅ヶ崎徳洲会病院、湘南東部総合病院は災害協力病院として位置づけられています。 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○令和 <u>7</u> 年 3 月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が <u>0, 000</u> 人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。 ○略 ○略 ○略 第 5 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の開催 保健所 災害時に、速やかに会議を開催し、医療救護活動に関する情報共有、調整等を図れるよう、平時から災害時医療救護活動の推進に必要な事項の意見交換、情報共有等を行うとともに、必要な訓練等を企画、実施します。 また、県保健医療福祉調整本部との連絡体制を強化します。 (略)	第 <u>1 1</u> 応急仮設住宅の整備 くらし安心部、都市部、建設部 (略) P 9 8 第 4 章 平常時の対策 第 6 節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 ○略 ○略 ○神奈川県保健医療救護計画により、市立病院は災害拠点病院として、茅ヶ崎徳洲会病院、湘南東部総合病院は災害協力病院として位置づけられています。 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○令和 <u>6</u> 年 3 月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が <u>1, 843</u> 人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。 ○略 ○略 ○略 第 5 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の開催 保健所 災害時に、速やかに会議を開催し、医療救護活動に関する情報共有、調整等を図れるよう、平時から災害時医療救護活動の推進に必要な事項の意見交換、情報共有等を行うとともに、必要な訓練等を企画、実施します。 また、県保健医療調整本部との連絡体制を強化します。 (略)

新	旧
第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 【現状】 ○市は、災害に備え、乾燥米飯や毛布、トイレ、簡易ベッド、入浴設備等の物資を災害時に避難所となる公立小・中学校や総合体育館、茅ヶ崎公園野球場及び北部備蓄倉庫等に備蓄しています。 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 【課題】 ○市は、必要となる備蓄量の推計及びその確保に努めるとともに、備蓄物資を計画的に更新する必要があります。また、季節性を考慮し、要配慮者等に配慮した物資を備蓄する必要があります。 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 【取り組みの方向】 第1 飲料水の備蓄及び確保 くらし安心部、文化スポーツ部、建設部、下水道河川部、教育総務部 (略) 2 飲料水の確保 (1) 略 (2) 市は、応急給水用の飲料水袋、給水タンク、ろ過装置等の防災用資機材	P105 第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 【現状】 ○市は、災害に備え、乾燥米飯、毛布及びトイレ等を災害時に避難所となる公立小・中学校や総合体育館、茅ヶ崎公園野球場及び北部備蓄倉庫等に備蓄しています。 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 【課題】 ○市は、備蓄物資を計画的に更新するとともに、季節性を考慮し、要配慮者等に配慮した備蓄を進める必要があります。 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 【取り組みの方向】 第1 飲料水の備蓄及び確保 くらし安心部、文化スポーツ部、建設部、下水道河川部、教育総務部 (略) 2 飲料水の確保 (1) 略 (2) 市は、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所（以下「水道営業所」という。）

新	旧
<u>の整備に努めるとともに、取扱方法の周知に努めます。</u> (3) <u>神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所（以下「水道営業所」という。）は、飲料水の調達体制を整備するとともに、市と受け入れに関する調整を行います。</u> 3 配水池からの給水 <u>水道営業所は、断水時における配水池からの給水方法や輸送ルート等について検討します。</u> (略) 第5 防災に必要な物資の公表 くらし安心部 <u>市は、防災に必要な物資の数量について、年1回、市ホームページで公表します。</u> 第6 自己備蓄の推進 くらし安心部 (略) 第7 防災備蓄倉庫の管理 くらし安心部 (略) 第8 物資供給体制の整備 くらし安心部、経済部、神奈川県トラック協会 (略) 4 物資拠点および効率的な運営体制の確保 市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資拠点から避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておきます。 また、物資拠点の効率的な運営を実現するため、運送事業者等と協定を締結し、運営に必要な人員や資機材、<u>車両</u>等の確保に努めます。 (略)	<u>や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達体制を整備します。</u> (3) <u>市は、応急給水用として飲料水袋、給水タンク、ろ過装置等の防災用資機材の整備に努めるとともに、取扱方法の周知に努めます。</u> 3 配水池からの給水 <u>市は、断水時の配水池からの給水方法等について、体制を整えます。</u> (略) (新設) 第5 自己備蓄の推進 くらし安心部 (略) 第6 防災備蓄倉庫の管理 くらし安心部 (略) 第7 物資供給体制の整備 くらし安心部、経済部、神奈川県トラック協会 (略) 4 物資拠点および効率的な運営体制の確保 市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資拠点から避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておきます。 また、物資拠点の効率的な運営を実現するため、運送事業者等と協定を締結し、運営に必要な人員や資機材等の確保に努めます。 (略)
第4章 平常時の対策	P 1 0 8 第4章 平常時の対策

新	旧
第10節 教育・保育対策 【現状】 ○略 ○略 ○略 ○市には指定等文化財として、<u>令和〇年〇月〇日</u>時点で国指定〇件、県指定〇件、市指定〇〇件、国登録〇件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。 (略)	第10節 教育・保育対策 【現状】 ○略 ○略 ○略 ○市には指定等文化財として、<u>令和6年3月7日</u>時点で国指定5件、県指定9件、市指定31件、国登録6件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。 (略)
第4章 平常時の対策 第13節 広域応援・受援体制の充実強化 (略) 第7 通信サービス NTT東日本(株)神奈川事業部 <u>NTT東日本(株)神奈川事業部は、災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備等の被害を防御し又は被害の拡大を防止するために、平時から応急用資機材及び災害対策機器の配備、復旧体制の整備に努めます。</u> また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めます。 (略)	P114 第4章 平常時の対策 第13節 ライフライン等の応急復旧対策 (略) 第7 通信サービス 東日本電信電話(株)神奈川事業部 <u>東日本電信電話(株)神奈川事業部は、災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備等の被害を防御し又は被害の拡大を防止するために、平時から応急用資機材及び災害対策機器の配備、復旧体制の整備に努めます。</u> また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めます。 (略)
第4章 平常時の対策 第16節 ボランティアの受入体制の充実強化 【現状】 ○阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識され<u>ました。令和6年能登半島地震では、発災直後から豊富な支援経験を有するボランティア団体が被災地で様々な支援を実施し、被災地の人々の生活再建等</u>に貢献してきました。 ○略 ○略	P119 第4章 平常時の対策 第16節 ボランティアの受入体制の充実強化 【現状】 ○阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識され、<u>その後発生した新潟県中越沖地震や東日本大震災等の大災害においても災害救援を行うボランティア活動等は被災地の人々の生活再建等</u>に貢献してきました。 ○略 ○略

新	旧
○国は、被災者援護協力団体制度を創設し、平素から登録団体の情報をデータベースで広く公開することで、自治体とNPO・ボランティア団体との連携強化の構築を図っています。 【課題】 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○発災時に被災者援護協力団体の迅速かつ円滑な受け入れを実施することで、避難所生活の向上及び避難者の生活改善を図る必要があります。 (略) 第6 被災者援護協力団体との連携 くらし安心部、各部 1 被災者援護協力団体の受け入れに向けた情報収集 市は、発災時に被災者が専門性を活かした多様な支援を受けられるようにするため、被災者援護協力団体として登録されるNPO・ボランティア団体の情報を活用し、平常時から各団体に関する情報の収集に努めます。 2 被災者援護協力団体の受け入れ体制の整備 市は、専門性のある支援を迅速に受け入れられるよう、被災者援護協力団体の受け入れに必要な拠点の選定やその要請の方法・手順、調整手段等の検討を行います。	(新規) 【課題】 ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 (新設) (略) (新設)
第4章 平常時の対策 第17節 災害廃棄物等の処理対策 (略) 第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等 環境部 市は、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）を踏ま	P121 第4章 平常時の対策 第17節 災害廃棄物等の処理対策 (略) 第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等 環境部 市は、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）を踏ま

新	旧
え、茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）に基づき、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。 <u>また、必要に応じて当該計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めます。</u> (略)	え、茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）に基づき、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。 (略)
第５章 災害時の応急対策活動 第３節 災害情報の受伝達 (略) 第２ 災害時の広報 総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、京浜河川事務所、防災関係機関 (略) ２ 広報手段 災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとします。 そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるＰＵＳＨ型の伝達手段を活用します。ただし、ＰＵＳＨ型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）での伝達については、音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービス、<u>ＬＩＮＥ</u>等の屋内で受信可能な手段を組み合わせる配信します。 (略) (1) 防災行政用無線、<u>戸別受信機、防災ラジオ</u>、X（旧ツイッター）、緊急速報メール、t v k（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、防災ラジオ、災害情報共有システム（Ｌアラート）※、<u>ＬＩＮＥ</u>等の即時性の高い情報発信 (略) 第４ 通信手段の確保 総括・情報班	P 1 3 5 第５章 災害時の応急対策活動 第３節 災害情報の受伝達 (略) 第２ 災害時の広報 総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、京浜河川事務所、防災関係機関 (略) ２ 広報手段 災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとします。 そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるＰＵＳＨ型の伝達手段を活用します。ただし、ＰＵＳＨ型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）での伝達については、音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービス等の屋内で受信可能な手段を組み合わせる配信します。 (略) (1) 防災行政用無線、<u>地域情報配信システム</u>、X（旧ツイッター）、緊急速報メール、t v k（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、防災ラジオ、災害情報共有システム（Ｌアラート）※等の即時性の高い情報発信 (略) 第４ 通信手段の確保 総括・情報班

新	旧
(略) 1 災害時の通信連絡 (略) (2) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により <u>NTT東日本</u>(株)等が指定した災害時優先電話を利用します。 (略) 第6 <u>NTT東日本</u>(株)の措置 <u>NTT東日本</u>(株)神奈川事業部 <u>NTT東日本</u>(株)は、災害時における通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置をとります。 (略)	(略) 1 災害時の通信連絡 (略) (2) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により <u>東日本電信電話</u>(株)等が指定した災害時優先電話を利用します。 (略) 第6 <u>東日本電信電話</u>(株)の措置 <u>東日本電信電話</u>(株)神奈川事業部 <u>東日本電信電話</u>(株)は、災害時における通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置をとります。 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 (略) 第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 <u>避難所対策班、要配慮者対策班、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎 警察署</u> 2 避難所における要配慮者に対する支援 (略) (2) 市は、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者や高齢者等については、<u>心身の状態や災害関連死のリスク等を踏まえ、指定福祉避難所</u>や福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、障がい者や高齢者等の受入れを依頼します。 また、福祉避難所が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な要配慮者については、県に対し、必要な措置を要請します。 (略) 第9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 <u>被災者生活再建対策班、福祉部、都市部、建設部</u> (略) 1 実施機関	P 1 4 0 第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 (略) 第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 <u>避難所対策班、要配慮者対策班、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎 警察署</u> 2 避難所における要配慮者に対する支援 (略) (2) 市は、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者や高齢者等については、福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、障がい者や高齢者等の受入れを依頼します。 また、福祉避難所が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な要配慮者については、県に対し、必要な措置を要請します。 (略) 第9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 <u>被災者生活再建対策班、福祉部、都市部、建設部</u> (略) 1 実施機関 (1) 災害救助法が適用された場合

新	旧
(1) 災害救助法が適用された場合 同法に基づき県が行います。ただし、被害の程度等により県から委任された<u>事務については</u>、市が行います。 (2) 災害救助法が適用されない場合 同法が適用されない場合は、被災者に対する<u>仮設住宅等</u>の建設及び住宅の応急修理は、市が実施します。 (略) 2 応急仮設住宅必要戸数の把握 (略) (2) 公営住宅等の活用 市及び県は、応急仮設住宅として利用可能な<u>民間賃貸住宅等や公営住宅の空き</u>戸数を調査します。 (略) 4 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理 市及び県は、応急仮設住宅への入居者募集を行います。その際、<u>建設型応急住宅については</u>、避難行動要支援者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。 また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮し、<u>女性や子ども、若者等</u>の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮します。 (略)	同法に基づき県が行います。ただし、被害の程度等により県から委任された<u>ときは</u>、市が行います。 (2) 災害救助法が適用されない場合 同法が適用されない場合は、被災者に対する<u>応急仮設住宅</u>の建設及び住宅の応急修理は、市が実施します。 (略) 2 応急仮設住宅必要戸数の把握 (略) (2) 公営住宅等の活用 市及び県は、応急仮設住宅として利用可能な<u>公営住宅及び民間賃貸住宅等</u>の戸数を調査します。 (略) 4 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理 市及び県は、応急仮設住宅への入居者募集を行います。その際、避難行動要支援者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。 また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮します。 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第6節 医療救護・保健活動 (略) 第1 市立病院の活動 市立病院部 市立病院は、災害拠点病院として、災害時における地域医療の中核的役割を果たし、県保健医療福祉調整本部や医療機関、医療救護所と連携し、的確な医療救護活動を実施します。 1 医療救護活動 (1) 市立病院は、発災後直ちに院内状況等を調査しE M I Sへ入力します。	P 1 5 6 第5章 災害時の応急対策活動 第6節 医療救護・保健活動 (略) 第1 市立病院の活動 市立病院部 市立病院は、災害拠点病院として、災害時における地域医療の中核的役割を果たし、県保健医療調整本部や医療機関、医療救護所と連携し、的確な医療救護活動を実施します。 1 医療救護活動 (1) 市立病院は、発災後直ちに院内状況等を調査しE M I Sへ入力します。

新	旧
なお、被災が甚だしく医療機関としての活動が不可能な場合は、県保健医療福祉調整本部、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議及び同一ブロック（湘南東部二次保健医療圏）内の他の災害拠点病院等に速やかにその旨を報告します。 (2) 略 (3) 略 (4) 市立病院は、県保健医療福祉調整本部と連携し、被災地内での医療救護活動を実施するほか、DMATの派遣受援体制の整備や、重傷病者の広域医療搬送等の広域的な連携による柔軟な医療救護活動を実施します。 (略)	なお、被災が甚だしく医療機関としての活動が不可能な場合は、県保健医療調整本部、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議及び同一ブロック（湘南東部二次保健医療圏）内の他の災害拠点病院等に速やかにその旨を報告します。 (2) 略 (3) 略 (4) 市立病院は、県保健医療調整本部と連携し、被災地内での医療救護活動を実施するほか、DMATの派遣受援体制の整備や、重傷病者の広域医療搬送等の広域的な連携による柔軟な医療救護活動を実施します。 (略)
第2 災害協力病院の活動 災害協力病院 災害協力病院は、災害拠点病院における対応に準じ、災害拠点病院のバックアップ体制に参加し、傷病者等を受け入れるとともに医療救護活動に協力します。 災害協力病院の管理者は、発災後直ちに院内状況等を調査し、その結果についてEMISへ入力します。被災が甚だしく医療機関としての活動が不可能な場合は、県保健医療福祉調整本部、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議及び二次保健医療圏内の災害拠点病院等に速やかにその旨を報告します。	第2 災害協力病院の活動 災害協力病院 災害協力病院は、災害拠点病院における対応に準じ、災害拠点病院のバックアップ体制に参加し、傷病者等を受け入れるとともに医療救護活動に協力します。 災害協力病院の管理者は、発災後直ちに院内状況等を調査し、その結果についてEMISへ入力します。被災が甚だしく医療機関としての活動が不可能な場合は、県保健医療調整本部、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議及び二次保健医療圏内の災害拠点病院等に速やかにその旨を報告します。
第3 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の活動 保健所部 (略) (2) 県保健医療福祉調整本部に対し、必要となる保健医療活動チームのうち都道府県医療救護班、JMAT（<u>Japan Medical Association Team：日本医師会災害医療チーム</u>）、日本赤十字社救護班、<u>JDAT（Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム）</u>及び薬剤師チーム等（以下、「都道府県医療救護班等」という。）の派遣、医薬品の確保、血液製剤の供給等に関する要請を行うこと (略)	第3 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の活動 保健所部 (略) (2) 県保健医療調整本部に対し、必要となる保健医療活動チームのうち都道府県医療救護班、JMAT、日本赤十字社救護班及び薬剤師チーム（以下、「都道府県医療救護班等」という。）の派遣、医薬品の確保、血液製剤の供給等に関する要請を行うこと (略)
第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部	第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部

新	旧
(略) 1 医療救護活動体制 災害状況に応じて、医療救護所の開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。 また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。 なお、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議が判断したときは、県保健医療福祉調整本部に対し、都道府県医療救護班等の派遣要請を行います。 市は、大規模災害が発生した場合、必要に応じて医療救護班を編成し、医療救護所へ派遣します。 (略) 5 医薬品等の確保 (略) (1) 医薬品等の搬送 <u>市は、救護所等で必要となる医薬品の搬送を行います。</u> 【医薬品等の確保の基本的な流れ】 【医薬品等の確保の基本的な流れ】 ① 医療機関・薬局・救護所等 ・ 医療機関及び薬局は、発災後は平時に取引のある納入業者（医薬品卸売販売業、医療機器販売業、医療ガス販売業等）と連絡体制を確認し、災害時における受発注体制を整備する。 ・ 市町村は、救護所に必要な医薬品について、備蓄医薬品等の活用及び調達計画に基づき調達する。 ・ 医薬品等の発注では、各病院等の役割等に応じて過剰な発注にならないよう努める。 ・ 医薬品等の不足により供給要請が必要な場合、地域災害医療対策会議等に要請を行う。（救護所は市町村を経由） ② 地域災害医療対策会議等 ・ 市町村等から要請があるなど医薬品等が不足する場合は、県保健医療福祉調整本部（薬剤師・医薬品等調整担当）に要請のあった医薬品等の供給を要請する。 ③ 県保健医療福祉調整本部 ・ 地域災害医療対策会議等から供給要請のあった医薬品等については、県医薬品卸売協会等と協定に基づく医薬品等供給の調整を行い、医療機関等への供給要請を行う。 ④ 県医薬品卸売協会等 ・ 医薬品卸売業者等に依頼し、医療機関等に医薬品等を供給する。	(略) 1 医療救護活動体制 災害状況に応じて、医療救護所の開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。 また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。 なお、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議が判断したときは、県保健医療調整本部に対し、都道府県医療救護班等の派遣要請を行います。 市は、大規模災害が発生した場合、必要に応じて医療救護班を編成し、医療救護所へ派遣します。 (略) 5 医薬品等の確保 (略) (1) 医薬品等の搬送 <u>医薬品等の搬送は、救援物資対策班に手配を依頼します。</u> 【医薬品等の調達系統】 出典 神奈川県保健医療救護計画（令和2年10月）

新

出典 神奈川県災害時保健医療救護計画（令和7年3月）

(2) 血液の確保

医療機関から要請があった場合、市は、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、県保健医療福祉調整本部に血液製剤の確保を要請します。

【血液製剤等の確保の基本的な流れ】

【血液製剤の確保の基本的な流れ】

- ① 医療機関
 - ・ 医療機関は、神奈川県赤十字血液センターとの連絡体制を確認し、通信が可能な場合は、平時と同様に血液センターから供給を受ける。
 - ・ 血液センターとの連絡が取れない場合は、災害拠点病院については、血液センターが巡回供給を行う。
 - ・ 巡回供給が出来ないときや、災害拠点病院以外の場合は、地域災害医療対策会議等に供給を要請する。
- ② 救護所
 - ・ 血液製剤の供給要請が必要な場合、市町村を経由して地域災害医療対策会議等に要請を行う。
- ③ 地域災害医療対策会議等
 - ・ 医療機関等からの供給要請を収集し、県保健医療福祉調整本部（薬剤師・医薬品等調整担当）に供給要請を行う。
- ④ 県保健医療福祉調整本部
 - ・ 地域災害医療対策会議等から供給要請のあった血液製剤について、血液センターと協定に基づく血液製剤供給の調整を行い、医療機関等への供給要請を行う。
- ⑤ 神奈川県赤十字血液センター
 - ・ 医療機関等に血液製剤を供給する。

出典 神奈川県災害時保健医療救護計画（令和7年3月）

(略)

第5 DMATとの連携 消防部、保健所部、市立病院部

(略)

2 DMAT調整本部

DMAT調整本部は、大規模災害発生直後から急性期までの間、県保健医療福祉調整本部長の指揮下で、県内で活動する全てのDMAT等を統括します。

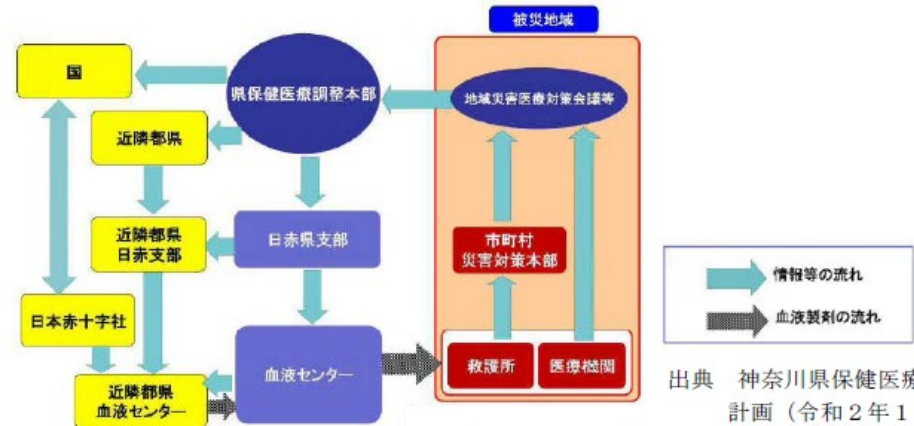
(略)

旧

(2) 血液の確保

医療機関から要請があった場合、市は、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、県保健医療調整本部に血液製剤の確保を要請します。

【医薬品等の調達系統】



(略)

第5 DMATとの連携 消防部、保健所部、市立病院部

(略)

2 DMAT調整本部

DMAT調整本部は、大規模災害発生直後から急性期までの間、県保健医療調整本部長の指揮下で、県内で活動する全てのDMAT等を統括します。

(略)

新	旧
第6 DPATとの連携 保健所部 (略) 2 DPAT調整本部 DPAT調整本部は、大規模災害発生直後から慢性期までの間、県保健医療福祉調整本部長の指揮下で、神奈川県内で活動する全てのDPAT等を統括します。 (略) 第7 DHEATの活動 保健所部 (略) 1 DHEATの活動 (1) 県保健医療福祉調整本部における指揮調整機能の後方支援 (2) 保健所の指揮調整機能の後方支援 (略)	第6 DPATとの連携 保健所部 (略) 2 DPAT調整本部 DPAT調整本部は、大規模災害発生直後から慢性期までの間、県保健医療調整本部長の指揮下で、神奈川県内で活動する全てのDPAT等を統括します。 (略) 第7 DHEATの活動 保健所部 (略) 1 DHEATの活動 (1) 県保健医療調整本部における指揮調整機能の後方支援 (2) 保健所の指揮調整機能の後方支援 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 (略) 第1 飲料水の調達・供給 救援物資対策班、経済部、文化スポーツ部、下水道河川部、県企業庁茅ヶ崎水道営業所、自衛隊 (略) 2 飲料水の調達活動 市は、飲料水兼用貯水槽や耐震性プール、配水池の水の活用を図るとともに、水道営業所や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達を迅速に行います。 3 飲料水の供給活動 市及び水道営業所は、<u>応急給水マニュアル</u>に基づき市民に対し飲料水を供給します。 (1) 給水方法 ア 避難所における給水	P168 第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 (略) 第1 飲料水の調達・供給 救援物資対策班、経済部、文化スポーツ部、<u>下水道</u>河川部、県企業庁茅ヶ崎水道営業所、自衛隊 (略) 2 飲料水の調達活動 市は、飲料水兼用貯水槽や<u>耐震性プール</u>、配水池の水の活用を図るとともに、水道営業所や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達を迅速に行います。 3 飲料水の供給活動 市は、<u>次の方法により給水方針</u>に基づき市民に対し供給します。 (1) 給水方法 ア 避難所における給水

新	旧
市は、避難所の耐震性プールの水をろ過装置等の使用により、飲料水として確保し、市民に対し給水を行います。 ア 飲料水兼用貯水槽による給水 市は、自主防災組織等と連携し、必要に応じ飲料水兼用貯水槽から市民に対し給水を行います。 イ 給水拠点による給水 <u>水道営業所は、配水池等で飲料水を確保するとともに、市の要請に基づき、市が指定する応急給水拠点に飲料水を運搬します。</u> <u>市は、給水拠点の場所については、防災行政用無線等を活用し、市民に周知します。</u> (2) 応援要請 <u>市及び水道営業所</u>は、飲料水が不足し、確保が必要なときは、次の応援要請を行います。 (略)	<u>市は、避難所の耐震性プールの水をろ過装置等の使用により、飲料水として確保し、市民に対し給水を行います。</u> イ 飲料水兼用貯水槽による給水 市は、自主防災組織等と連携し、必要に応じ飲料水兼用貯水槽から市民に対し給水を行います。 ウ 給水拠点による給水 市は、<u>応急給水拠点を定め、水道営業所等の協力のもと、配水池等の取水場所から給水車、給水タンク等により飲料水を確保し、市民に対し給水を行います。</u> 給水拠点の場所については、防災行政用無線等を活用し、市民に周知します。 (2) 応援要請 飲料水が不足し、確保が必要なときは、次の応援要請を行います。 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第10節 教育・保育対策 第4 応急教育の実施 子ども育成部、教育部、施設管理者 (略) <u>4 被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）の要請</u> <u>市は、発災後における学びの継続や学校の早期再開に向けて、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T : Disaster Education Support Team）に基づく教職員等の派遣を要請します。</u> <u>D－E S Tの主な取り組みは次のとおりです。</u> (1) <u>文部科学省から被災地への職員派遣</u> (2) <u>被災地外からの学校支援チームの派遣</u> (3) <u>文部科学省の調整による被災地への応援職員及びスクールカウンセラーの派遣</u> (略)	P 1 7 2 第5章 災害時の応急対策活動 第10節 教育・保育対策 第4 応急教育の実施 子ども育成部、教育部、施設管理者 (略) <u>(新設)</u>

新	旧
第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧活動 (略) 第6 通信サービス <u>NTT東日本</u>(株)神奈川事業部 (略)	P182 第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧活動 (略) 第6 通信サービス <u>東日本電信電話</u>(株)神奈川事業部 (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第15節 広域応援・受援活動 (略) 第1 行政機関等に対する応援要請 <u>総括・情報班、経営総務部、湘南地域県政 総合センター</u> (略) 2 <u>行政機関等に対する応急措置の要請</u> 市は、円滑な応急措置の必要があると認めるときは、県に対し、指定行政 機関または関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請を求めま す。 また、県に対して上記の要求ができない場合は、指定行政機関または関係 指定地方行政機関に対してその旨を伝えとともに、市域における災害の状 況を通知します。なお、当該通知を受けた機関は、県の要請を待ついとまが ない等、緊急を要すると認められるときは、県からの要請を待たずして応急 措置を実施します。 3 応援要請の手続き (略) 4 関係団体、企業等への応援要請 (略) 5 国等への応援要請 (略)	P187 第5章 災害時の応急対策活動 第15節 広域応援・受援活動 (略) 第1 行政機関等に対する応援要請 <u>総括・情報班、経営総務部、湘南地域県政 総合センター</u> (略) 2 <u>新設</u> 2 応援要請の手続き (略) 3 関係団体、企業等への応援要請 (略) 4 国等への応援要請 (略)
第5章 災害時の応急対策活動	P192 第5章 災害時の応急対策活動

新	旧
第 1 6 節 ボランティア活動 (略) 第 7 被災者援護協力団体への支援協力 統括調整部、各部 市は、発災時において被災者援護協力団体の迅速な支援協力を受けるため、必要に応じて、被災者台帳の共有や災害救助法等を活用した業務を委託します。 被災者援護協力団体へ委託する主な業務は次のとおりです。 (1) 避難所の運営 (2) 炊き出しその他による食品の給与または飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他の生活必需品の供与又は貸与 (4) 被災した住宅の応急修理又は災害により生じた土砂その他の障害物除去 (5) 被災者からの相談への対応又は被災者に対する情報の提供・助言 (6) ボランティア受入れの実施に係る連絡調整 (7) その他被災者の援護を図るために必要な協力業務	第 1 6 節 ボランティア活動 (略) (新設)
第 6 章 復旧・復興対策 第 2 節 被災状況の調査 第 2 罹災証明書等の交付 市民部、消防部 市は、<u>災害対策基本法第 9 0 条の 2 に基づき</u>、市域で災害が発生した場合、災害救助法や被災者生活再建支援法等に基づく被災者支援策や市税の減免等を実施するにあたり必要とされる住家等の被害程度を証明する罹災証明書を交付します。 <u>なお、交付にあたっては、被災者からの申請に基づき、不動産鑑定士や土地家屋調査士の士業団体と連携しつつ、住家の被害状況を調査し、交付します。</u> (略) 3 被害認定調査活動 市は、具体的な調査方法及び判定方法は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき判定します。 (略)	P 2 0 1 第 6 章 復旧・復興対策 第 2 節 被災状況の調査 第 2 罹災証明書等の交付 市民部、消防部 市は、市域で災害が発生した場合、災害救助法や被災者生活再建支援法等に基づく被災者支援策や市税の減免等を実施するにあたり必要とされる住家等の被害程度について、災害対策基本法第 9 0 条の 2 に基づき、被災者からの申請に基づき、住家の被害状況を調査し、被害の程度を証明する書面として罹災証明書の交付を行います。 (略) 3 被害認定調査活動 市は、具体的な調査方法及び判定方法は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき判定します。 (略)

新	旧
(2) 被害認定調査 第1次調査 外観目視調査の実施 → 第2次調査 外観目視調査及び内部 立入調査（申請者立会） → 再調査 不服の内容を精査した 上で状況に応じて再調 査を実施 ※調査を効率よく実施するため、申請書等の情報から、外観被害は軽微でも、 内部被害が比較的大きいと考えられる住家は、2次調査から実施すること も考えられる。 (略)	(2) 被害認定調査 第1次調査 外観目視調査の実施 → 第2次調査 外観目視調査及び内部 立入調査（申請者立会） → 再調査 不服の内容を精査した 上で状況に応じて再調 査を実施 (略)
第6章 復旧・復興対策 第4節 復興対策 (略) 第4 都市基盤施設等の復旧・復興 企画政策部、経済部、文化スポーツ部、環 境部、都市部、建設部、下水道河川部、教育部、京浜河川事務所、横浜国道 事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎水道営業所、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、 NTT東日本(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株) (略)	P209 第6章 復旧・復興対策 第4節 復興対策 (略) 第4 都市基盤施設等の復旧・復興 企画政策部、経済部、文化スポーツ部、環 境部、都市部、建設部、下水道河川部、教育部、京浜河川事務所、横浜国道 事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎水道営業所、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、 東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク (株) (略)